

# 臨時号 議会だより

臨時会  
第520回  
R4.01.11

**河川改修** 河川改修事業母沢川改修工事  
請負契約の変更について  
議案第1号  
湧水処理と護岸ブロック工事の増工により、  
7425万円から7572.4万円に増額となる契約変更

非課税世帯・子育て世帯へ  
臨時特別給付金  
10万円給付

議案第2号 令和3年度富士見町一般会計補正予算(第11号)

歳入歳出  
予算総額 2億7102.7万円追加 / 86億3504.4万円 総額

**移住・定住促進** 1400万円 【移住・定住促進事業】1400万円  
総務管理費/定住促進、空き家改修それぞれの申請増加による増額

**福祉** 2億5702.7万円  
【非課税世帯への臨時特別給付金給付事業】1億5229.4万円  
社会福祉費/住民税非課税世帯1350世帯、家計急変世帯100世帯に対して、  
1世帯当たり10万円の給付金額と関係経費 ※「議員の視点①」へ  
【富士見保育園】173.3万円  
児童福祉費/調理器具購入 ほか  
【子育て世帯への臨時特別給付金給付事業】1億300万円  
児童福祉費/0歳から18歳までの子供に対する給付金10万円の  
うちの残り5万円の給付を2050人分 ※「議員の視点①」へ

議案第3号 令和3年度富士見町下水道事業会計補正予算(第1号)

- 資本的収入 570万円の増額/広域下水道工事
- 資本的支出 △2125.1万円の減額  
諏訪建設事務所の河川改修による下水道幹線移設負担金の減額による

**副町長人事** 副町長の選任につき同意を求めることについて

議案第4号  
[ 選任者氏名 ] 伊藤 一成  
[ 選任理由 ] 10月より不在が続いており管理職の負担が大きく、町民サービスに影響する。  
長い間富士見町役場に勤務され、要職も務められてきた。  
蓄積された幅広い経験と知識、そして町の内外に多くの人脈を持ち、  
役場職員はもちろん、町民の皆様や外部関係者からの信頼が厚い。

**人事** 富士見町固定資産評価委員の選任につき同意を求めることについて

議案第5号  
[ 選任者氏名 ] 伊藤 一成  
[ 選任理由 ] 従来から町職員を監督し統括するというので、副町長を充てることを慣例としている。

1月臨時会の採決結果 (全会一致の議案)

議案名等	議員	採決結果
【町長提出】		
議案第1号 河川改修事業母沢川改修工事請負契約の変更について	全会一致	可決
議案第2号 令和3年度富士見町一般会計補正予算(第11号)		
議案第3号 令和3年度富士見町下水道事業会計補正予算(第1号)		同意
議案第4号 副町長の選任につき同意を求めることについて		
議案第5号 富士見町固定資産評価委員の選任につき同意を求めることについて		

## 議員の視点 ①

非課税世帯への臨時特別給付金給付事業、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業は国の財源にて全額賄われます。

裏面は「太陽光条例一部改正 第521回臨時会」について

こちら →

環境保全条例と改正する太陽光条例  
において齟齬があると聞かどんな  
点か。

土地を取得する前に事前協議をしていただくこと  
について、開発行為にあたっての実効性のある  
審査のための設計図面等の必要書類を事前協議  
の中で提出をいただいていた。実際には土地の  
取得前に行うことが難しく、実効性を求めること  
に問題があった。この2つのことを同時に求める  
ことに齟齬があった。

パブリックコメントについて、町民より  
提出された件数と改正内容に盛り込  
まれたものは何か。

全部で63名の方からいただいた。意見として80  
件になる。ほとんどの方が好意的に支持して  
いただいた。3分の2の同意を求めること、周辺住民、  
近接住民の中に居住者を入れたこと、同意書の書  
式を町で作ってもらうこと、審査にあたって専門家の  
意見を聞いてもらうこと、除草剤の散布は禁止  
してもらうこと等の意見をいただいた。これらを改  
正案や規則の中に入れた。

## 経緯

令和元年6月定例会 富士見町太陽光発電設備の設置及び  
維持管理に関する条例 賛成8 反対2 可決  
修正動議提出 修正案は否決

令和4年2月臨時会 富士見町太陽光発電設備の設置及び  
維持管理に関する条例 一部改正 全会一致 可決

議案第3号 令和3年度富士見町一般会計補正予算(第13号)

歳入歳出  
予算総額 3482万円追加 / 86億7580.4万円 総額

事業継続支援ほか

3482万円

【観光宣伝事業】900万円

- ・ 町内周遊クーポン券の配布

【事業継続等緊急支援事業】2582万円

- ・ 買い物消費喚起促進補助として、町内店舗チラシ作成費50万円、  
買い物宅配支援として100万円
- ・ 事業継続支援として、今年2月の売り上げが、過去3年間に  
比べて20%以上減少した事業者へ減少分を支援2300万円
- ・ 製造業支援として、企業紹介サイトへ掲載料132万円

2月臨時会の採決結果 (全会一致の議案)

議案名等	議員	採決結果
【町長提出】		
議案第1号 令和3年度富士見町一般会計補正予算(第12号)の専決処分について	全会一致	承認
議案第2号 富士見町太陽光発電設備の設置及び維持管理に関する条例の一部を改正する条例		可決
議案第3号 令和3年度富士見町一般会計補正予算(第13号)		

※ 島議員は議案第2号を棄権

## 編集後記

町民の皆さんの声が議会を動かしています。12月定例会後に第6波の感染は一気に拡大し、年明けからの議会も慌ただしく過ぎてきました。まん延防止重点措置が発令される中、3月定例会との間に臨時会が2回開催されました。改めて町民の暮らしに近い地方議会の役割が問われているのではないのでしょうか。拡大臨時会号ですが、なるべく伝わりやすいように編集しました。町民の皆さんの声に寄り添うべく動いてまいります。  
文責者 牛山 基樹

富士見町議会に町民の皆さんの  
お声をお寄せください

コロナ禍の中で町民からの声『議会』として聞く機会が作れません。  
拾えない声や、不安な声、普段お気づきの声をお聞かせください。  
町民に寄り添う、町民に開かれた議会活動を目指します。

FAX : 0266-62-9320  
Mail : gikai@town.fujimi.lg.jp



議会だより

令和4年4月1日発行

「議会広報編集委員」  
委員長：牛山基樹 副委員長：三井新成  
委員：島正孝・織田昭雄

発行：富士見町議会 編集：議会広報編集委員会  
お問い合わせ：富士見町議会議事事務局 ☎0266-629403  
〒399-0292 長野県諏訪郡富士見町落合10777





## 改正 太陽光条例

臨時会  
第521回  
R4.02.17

議案第1号

### 令和3年度 富士見町一般会計補正予算 (第12号)の専決処分について

歳入歳出  
予算総額

それぞれ

594万円 追加

86億4098.4万円

総額

### 抗原検査キット購入 594万円

#### 【防災施設整備事業】

- ・抗原検査キット 5000個購入 ※「議員の視点①」へ
- ・保育園、小中学校において行政検査対象外となった生徒等や、卒園式・卒業式に参加する保護者、公共施設や社会福祉施設で集団感染が発生した場合、必要と思われる職員へ配布

### 町民の 声 が 議 会 を 動 か す



## 議員の視点 ①

#### 検査キットの有効期間、 使用期間はあるか。

現在は検査キットが不足しており購入数量は少しずつしか入ってきていない。すでに納入された物の有効期限は2年間。

#### 介護施設は対象となるのか。 また利用実績は。

優先順位として保育園、小学校、中学校。感染者が発生した場合、保健所のPCR検査の対処にならない児童生徒の希望者に、教育委員会が使用を認める場合に使用する。1月24日に発注したが、納入実績は150セットのみ。以前から町で持っている在庫と併せて770個所有(17日現在)。発注はしているが今年度中に5000セット揃うか不明である。

議案第2号

### 富士見町太陽光発電設備の設置及び維持管理に関する条例 の一部を改正する条例

※「議員の視点②」へ

#### 改正の 趣旨

町内全域で地上設置型太陽光発電が多数計画されている。土地造成によって変容する環境の変化が及ぼす、自然災害リスクや、景観・生活環境等への影響を危惧する声が高まっており、加えて土砂災害等が懸念されている。このことから町内全域で抑制することを基本に、設置・維持管理に関して住民の安全・安心を担保し、地域と共生した安定的な事業が展開されるための改正。



条例全文はこちら

#### 改正の 内容

- (1) 住民同意…関係区及び近接住民からの同意を許可要件
- (2) 抑制区域の設定…町内全域
- (3) FIT法認定等取得前の事前協議の義務化
- (4) 事前協議の対象範囲の拡大…10kw以上の太陽光発電設備計画、全てに義務付け

#### 施行 期日

この条例は、令和4年3月18日から施行する。ただし、第2条(経過措置)の規定は、令和4年4月1日から施行する。



町内の太陽光発電施設

## 質疑・応答

#### 町内の企画されている事業数と申請されている事業数は何か所あるか。

現在 FIT の認定されている事業数は330か所ある。すでに稼働しているものは211件。町の許可を取って建設中のものは20件。事前協議書を提出したもの、あるいは2000㎡未満のものは7件ある。残り未稼働のものが100件弱。

#### 不在地主があるということで3分の2の同意とあるが、不在地主を除いての同意を検討したか。

3分の2の同意としたのは国の調査による。所有者不明土地は、全国平均で22%との結果が示されており、考慮して3分の2とした。

#### 施行日について1か月先とした理由は。

施行日を1か月先としたのは、国民の権利義務や事業者へ考慮したものである。その周知期間を設けるための1か月間とした。本条例については、住民の同意を得ることは激変措置であり、そこに配慮したものである。

#### 事前協議を開始した時点を着手日としている理由は。新条例施行前に許可申請されたものであって、改正条例施行後に改正条例の変更許可申請がされたものについては、従前の例によるとあるが、その内容は。

経過措置により線引きをするにあたり、従前は工事着手であったが、改正条例では事前協議で線引きとしたが、ギリギリの適応範囲として判断した。変更許可について軽微なものは、規則の中で不要としているが、大きな変更は申請手続きが必要となる。今まで具体的な例はないが、事業拡張により FIT 認定の変更が生じる場合は、直近の売電価格に下げられる。また、近接地であっても、物理的に事業地が接していなければ、新たに FIT 認定の取得が必要になり、この場合改正条例が適用となる。

#### 環境保全条例(土地の取引前)と改正条例(事業計画時)のそれぞれの事前協議について、どの時点でお互いが重なるのか。

改正条例では、発電事業者が事業計画の構想段階において事業計画事前協議書を提出してもらい、その後、地元説明をする過程で3分の2

の同意が取れそうだと見込まれる時点で、許可申請事前協議書を町に提出する。この間が環境保全条例における事前協議となる。ここまでは FIT 法の認定を取る前の手続となる。

#### 近隣住民や関係区との合意は何を持って判断するのか。住民説明だけでは事前協議にならないか。

改正条例については同意要件を定めることから、規則で定める様式に近接住民の方に(土地所有者・建物所有者・居住者かを)自書していただき、どのような説明を受けたか8項目のチェックをする同意書の様式とした。許可申請書提出時に同意書を添付していただく。

#### 駆け込みの案件になりそうなものはあるか。

3月18日までに許可申請書・事前協議書を提出しそうな事業者は予測がつかない。

#### 規則について、住民への周知はいつ頃どのようにして行うのか。

周知についての詳細は、3月18日までにホームページへ掲載していく。

#### 1か月間の周知期間は、条例の激変による配慮義務との説明であったが、事業者の中には激変に対して不服を申し立て訴訟に発展する可能性があるが、町長は受けて立つのか。

条例の改正をしているので当然覚悟はしている。

#### 営農型の太陽光発電も規制の対象となるのか。

営農推進型については、農地法や農業振興にかかわる縛りをクリアするなかで新条例の適用を受ける。

#### 同意書の記載内容を明確にするために、閲覧や一般公開をすべきではないか。旧小川別荘の案件にもこの条例が適用できるのか。

規則により記載内容は明確となると考えている。個人情報に配慮した形で閲覧できる。旧小川別荘についてはすでに事前協議書が出されており新条例の適用に当たらない。